

応急仮設住宅における談話室設置等について

1 趣旨

今般の大規模林野火災の被害を受け、応急仮設住宅入居者に係る地域コミュニティ及び早期の生活再建を後押しするため、令和7年7月17日付で下記法人と当市との間で談話室設置等支援に関する協定を締結し、応急仮設住宅敷地内において談話室を設置することとした。

2 協定締結法人

一般社団法人CON 代表理事 古川 健一郎 氏

3 協定内容

- (1) 談話室建物の設置
- (2) 談話室建物に係る付帯設備の設置等

4 設置場所

- (1) 蛸ノ浦応急仮設住宅敷地内
- (2) 綾里応急仮設住宅敷地内

5 設置期間及び設置時期

協定締結の日から応急仮設住宅の存続する下記の期間までとなる。ただし、下記期間の延長又は短縮については、応急仮設住宅の設置期間の変更に伴い、双方が協議のうえ決定する。また、設置時期については、出来るだけ早い時期に設置し使用できるように現在協議中。

- (1) 蛸ノ浦応急仮設住宅：令和9年5月14日まで
- (2) 綾里応急仮設住宅：令和9年5月21日まで

6 協定の締結式について

当該法人の活動拠点が福岡県にあり、一番近い支部でも福島県と遠方であることや、その他の業務の都合等により対応が難しいことから、協定の締結式は行わずに、完成引渡式を別途開催する予定。